

## 新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会

日 時：2025年12月3日（水）13:30～

場 所：興和ビル 10階 会議室

<新潟労働局>

労働基準部健康安全課 課長補佐 村山 一雄

労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官 井上 敦子

雇用環境・均等室 室長補佐 佐藤 満

(敬称略)



### ■挨拶

(日本建設業連合会北陸支部：荒明安全環境対策委員長)

日本建設業連合会北陸支部の副支部長、安全環境対策委員長を務めております荒明でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年末を控えた大変お忙しい中、新潟労働局の幹部の皆様にご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素より当支部の活動に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、防災・減災、国土強靭化につきましては、取り組みを切れ目なく推進するため、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく事業が進められることとなっております。

また、現在、補正予算案が国会で審議され、今後編成される2026年度予算と一体的に取り組むこととなり、我々の業界といたしましても、防災・減災、インフラの老朽化対策等が、国民の安心・安全につながるよう、その果たすべき使命を持続していくことが重要と感じているところです。

北陸支部におきましては、会員各社が現在も「令和6年能登半島地震」「9月20日からの豪雨」による災害に対応するため、危険な個所において作業を続けておりますが、一日も早

い能登地域の復興のため、安全に細心の注意を払い、復旧活動を続けていく所存です。

しかしながら、ご承知のように建設業界は担い手の確保が最重要課題となっている中にあって、2024年4月からの労働基準法の本則が適用となったところであり、建設業界における「働き方改革」に積極的に取組むと同時に、「建設技能者」等の待遇改善や職場環境の改善に努めているところです。

日建連といたしましては、今年度も「完全週休二日の実現をはじめとした働き方改革」と「建設技能者の待遇改善に資する建設キャリアアップの普及・推進」に取り組んでいるところです。

特に、建設現場における週休2日につきましては、公共工事関係各機関に積極的な取り組みをいただいているところでございますが、日建連におきましても「週休二日実現行動計画」に基づきまして、完全週休2日の実現を目指して環境整備等を進めているところです。

新潟労働局の皆様には、このような業界の自助努力をご理解いただきまして、引き続き、建設業界の継続発展に向けたご指導を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

建設業における労働災害は、各位の努力と関係各機関のご指導もあり、長期的には減少傾向にありますが、依然として死亡災害の全産業に占める割合は約3割と高い水準にあります。我々日建連北陸支部におきましても安全意識の高揚と労働災害の撲滅に向け決意を新たにするために、毎年「労働災害防止安全推進大会」を開催しているところです。

先月28日には、ご多忙の中を新潟労働局長様からご出席をいただき、ご挨拶を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。今後ともご指導、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

北陸支部におきましては、工事現場の安全施工の徹底を図るために、現場パトロールや講習会を行うとともに、現場で安全対策を工夫して取組んでいる好事例等を会員に水平展開するなど、引き続き、支部活動を積極的に行っていく所存であります。

本日は、あらかじめ提案させていただいております課題等につきまして新潟労働局様と意見交換をさせていただき、今後の我々の活動に活かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、今後とも支部活動につきまして、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。



## ■新潟労働局からの報告

(新潟労働局)

新潟労働局労働基準部健康安全課の村山です。

日頃から、労働災害の防止と自主的な安全衛生活動のより一層の活性化にご尽力いただきありがとうございます。

さて、はじめに本年 10 月末現在の速報値でありますが、新潟県内の労働災害発生状況をお知らせさせていただきますと、資料の 1 ページにつけましたが、全業種の休業 4 日以上の死傷者数は 1,990 人で、前年同期と比べますと 26 人の増加となっています。

また、死亡者数は 16 人で、前年同期と同数で推移しております。

このうち、建設業についてですが、休業 4 日以上の死傷者数は 271 人で、前年同期と比べますと 15 人減少しております。死亡者数は 4 人で前年同期と比べ 3 人減少しております。

10 月末現在の災害発生件数は以上のとおりですが、本年に入って 1 月から、死亡災害が多発し、労働局として「死亡災害撲滅非常事態宣言」(資料 7 ページ) を発令し、事業者に対し、各職場の安全再点検を要請したところですが、残念ながら死亡災害の撲滅に至りませんでした。

今後、建設現場では、年末から年度末にかけて繁忙期となることから、店舗による指導を行っていただき、北陸支部内における労働災害防止の徹底をお願いします。

最後になりますが、令和 8 年 4 月から、労働安全衛生法の改正により、個人事業者等の安全衛生対策の推進、努力義務であります。高年齢労働者の労働災害防止の推進が施行されます。

詳細が示されていませんが、関係機関・団体を通じて周知を図るとともに、確実に履行されるよう指導していきます。

労働局からの報告は以上になります。本日はよろしくお願ひいたします。

■ 「第 14 次労働災害防止推進計画」の取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすため、2023 年に策定された「第 14 次労働災害防止推進計画」に基づく諸活動が 2028 年 3 月までの間の中期計画として進められているところです。同計画の「業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）」では、「墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業所を 85%以上」、「死亡者数を 2022 年と比較して 15%以上減少」を目標として掲げています。「第 13 次労働災害防止推進計画」では、建設業における死亡災害を 15%以上減少させる目標としておりましたが、クリアするに至りませんでした。

長期的には死亡災害は減少しているものの、全産業における建設業の死亡事故数の水準は依然として低いとは言えない状況であり、昨年の建設業における労働災害の状況を見ますと、死亡者数は全産業の中で 3.1. 1 %、死傷者数にあっては 10. 2 %を占めています。要因の 1 つには「第 14 次労働災害防止推進計画」の重点対策として取り組むこととされている就労者の高齢化による転落や転倒など動作の反動・無理な動作によるものが多く見受けられます。このような高齢者の死傷者数に関しては、その対策として、エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策を進めることとされています。また、人との協調作業を可能とする産業用ロボット等の開発・導入などが見込まれますように、これまでとは異なった切り口や視点での安全対策が現場で求められていると考えております。

「第 14 次労働災害防止推進計画」の重点項目の 1 つに、業種別の労働災害防止対策の推進に取り組むこととされていますが、建設業での重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策は喫緊の課題であり、現状における新潟労働局様の分析結果や効果的な対策がありましたら、お聞かせください。

また、令和 7 年 6 月 1 日から労働安全衛生規則が改正され、熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化が図られているところですが、効果的な対応事例がありましたら、お聞かせください。加えて、元請け事業者のみならず、公共機関や民間機関の発注者に対しても指導が行われているものと推察しますが、その状況をお聞かせください。

(新潟労働局)

**建設業において、墜落・転落災害防止が最重点であることは以前から変わりません。**

足場に係る規則改正が数回行われてきたところですが、手すり等が不十分である足場、作業床等からの墜落災害があいかわらず多く発生しています。また、梯子・脚立の安全な使用を以前からリーフレットを配布し説明していますが、依然として不安全な状態での使用災害が繰り返し発生しております。現在のところ、労働災害の減少に劇的な効果があった

対策はありません。事業者が設備的な安全確保を確実に行うこと、日々、現場で作業する労働者に対し、不安全行動の防止を繰り返し徹底することが求められます。

また、高年齢労働者が増加していく中で、エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全対策、作業の軽減化を図ることが当然必要ですが、建設現場は日々状況が変化していく中で、工事の進行に併せて隨時変更していくよう、今後もご対応ください。

熱中症対策について、局署であらゆる機会に改正規則について説明しました。（パトロール、説明会計で約210回）また、当課で改正規則説明用の動画を作成し、ホームページで公開するとともに活用を広く周知しましたが、こちらは再生回数が約500回となりました。次年度は、クールワークキャンペーン開始の早々に動画を周知していくことにしております。

なお、公共の発注機関とは局署とも会議で連携し、改正規則を周知しました。多くの建設現場では、必要な掲示（周知）が確実に行われていたと思われます。発注機関に対しては、必要経費の確保、工期延長の配慮等を要請しています。

（日本建設業連合会）

熱中症対策についてご説明いただきましたが、現在、国の機関で猛暑日の作業休止や、休止した間の工期延長について施策を進めていただいているところですが、民間も含めてすべての発注者に浸透しているという状況ではありません。労働局様のほうから、発注者様にご周知いただいているのは大変有難いと思っておりますが、万一、熱中書による事故が起きたときには元請けにだけ責任があるという見方ではなくて、発注者に対しても適切な工期であったかなどの指導を行っていただきたいと思っていますが、そういった取組についてお教えください。

（新潟労働局）

発注者に対して、熱中症対策等について配慮するよう話をする機会はありますが、基本的には事業者が現場の労働者の安全・健康確保を行うこととなっています。現在は規則の改正により、適正な工期確保に努めることとなっており、特に新潟では降雪がある冬場の工事、山間地の雪崩の危険がある箇所については、従前から工事を休工にするよう要請してきています。また、夏場の猛暑日の対策については、工期の延長なども必要になってくると思いますので、発注者の皆様に対して、会議において今年度の規則改正を踏まえ、強く要請したところです。建設業界の皆様の意見をお聞きし、行政として建設業以外の業種も含め、労働者の安全確保を図っています。今後も会議を通じて、引き続き熱中症に限らず安全管理経費や工期の問題について、国の機関やその他の発注機関に要請していきます。安全衛生法の改正を踏まえて、労働行政の立場で要請、指導していきたいと思っています。

## ■建設業における働き方改革に関する対応について

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における働き方改革においては、建設業法が改正され、工期ダンピング対策を強化し、著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止することとされたところです。建設業界においては、①施工の効率化、②品質・安全性の向上など、生産性向上に向けたより一層の自助努力はもとより、公共工事発注機関においても、生産性向上や完全週休2日（土日閉所）などの実施により建設業における働き方改革の推進の取り組みが積極的に行われております。また、2024年度から適用されている時間外労働の上限規制を遵守するため、工期の適正化の確保が急務となっている状況です。担い手3法の改正や改正建設業法では発注者や元請に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するなど、適正な工期設定の推進など制度的な措置が打ち出されております。

建設業の場合、特に民間工事における労働時間の短縮は、工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されること、また工期短縮自体が入札競争のための重要な要素であることから、その解決は非常に厳しい状況となっています。そのため、①適正な工期の設定、②適切な賃金水準の確保、③週休2日の実現（完全週休2日）等に関しましては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。

建設業界といたしましては、関係行政機関からも側面的な支援をいただいているところですが、引き続き、建設業界における働き方改革に関して、新潟労働局様からの側面的なご支援をお願いするとともに、特に民間工事発注者に対する適正な工期確保に関して、建設業界への指導のみならず、発注者への指導を強化していただきたいと考えておりますが、労働局様として新たな取り組みなどありましたら、お聞かせください。

また、「令和6年能登半島地震」「能登半島豪雨」対応において、建設業界は総力を挙げて復興に取り組んでいるところです。人命・公益保護のため、降雨による土砂崩落、融雪出水による土砂崩落にも取り組んでいるところです。今後は、緊急復旧の段階から、復興工事へとフェーズが変化していく状況にありますが、労働基準法第139条の適用ではなく、労働基準法第33条の「臨時の必要がある場合」に該当する事象であると考えております。当然のことながら、職員、作業員の健康管理には十分に留意していきたいと考えておりますが、大規模災害における33条適用についての考えをお聞かせください。

(新潟労働局)

厚生労働省では、「働き方改革」の推進にあたり、「働き方改革実行計画」に基づき各種施策を展開していますが、中小企業・小規模事業者が着実に取り組んでいくことが必要

であり、人手不足対策とあわせて、これら事業者への対策を充実すべく、令和元年度から取り組みを強化しているところです。

新潟労働局では、関係労使団体、新潟県、関東経済産業局等で構成する地方版政労使会議（新潟政労使会議）を例年開催しており、本年度は令和8年2月に開催を予定しています。引き続き、オール新潟で「働き方改革」を推進していくことを確認しています。

また、「新潟働き方改革推進支援センター」を新潟市に開設し、中小企業・小規模事業等を中心に、非正規雇用労働者の待遇改善や「賃金引上げ」、「人手不足対策」に関する支援を行っております。中小企業等からの同一労働同一賃金やキャリアアップ助成金に関する相談などご活用いただきたく、引き続き、同センターの周知・利用勧奨を積極的に行ってまいります。

なお、新潟労働局では「新 KKR パッケージ」として支援制度を周知しております。人材不足解消のためには、職場環境の改善に取り組み、給与等の処遇改善と生産性向上、休日・休暇の増加、ハラスメントのない職場づくり等働き方・休み方改革、育児・介護と仕事の両立支援の3つの取組を促進するための各種助成金等、側面的な支援を行ってまいります。

（新潟労働局）

本年10月に「建設業労働時間削減協議会」を開催いたしました。本議会は2024年4月からの時間外労働の上限規制適用に特化して、建設関係団体、公共工事発注機関、民間工事発注者となり得る団体を対象に開催しているものであり、上限規制のための適正な工期設定や、適切な賃金水準の確保に関して説明するとともに、意見交換を行ったところです。また、本協議会に先立ち、7月に新潟労働局長と北陸地方整備局長の連名で地方公共団体、公共工事発注機関のほか、県内の民間工事発注者となり得る団体、建設関係団体に対しても要請書を送付し、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けた取組の促進について要請しております。また、今年7月末に厚生労働省が開設した「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、建設業の現況のほか、発注者向け・事業者（一人親方含む）向け情報の発信、働き方改革取組事例も掲載されていることから、あらゆる機会を通じて周知等の取組を行っています。

労基法第33条第1項については、「災害その他避けることのできない事由」によって、臨時の必要がある場合に適用できることとなっておりますので、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られます。

この「災害その他避けることのできない事由」とは、業務運営上、通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となるものであり、例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害

への対応、急病への対応その他の人命又は公益を保護するために時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となりますが、単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められることとなっております。

労基法第139条第1項では、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、災害における復旧及び復興の事業に適用されることとなっています。考え方としては、工事の名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧のほか、複数年にわたって行う復興の事業などが該当します。

(日本建設業連合会北陸支部)

地方版政労使会議についてご説明いただきましたが、国土交通省、農林水産省等の公共工事に関わる発注者も入っておられるのでしょうか。

(新潟労働局)

地方版政労使会議には、新潟県知事、新潟県市町村長会長様にご出席いただいています。国関係では、経済産業省関東経済産業局長、公正取引委員会など、価格転嫁等に関連する関係機関から出席いただいます。

(日本建設業連合会)

労基法第33条について確認させていただきますが、能登半島地震や能登半島豪雨を踏まえてご解説をいただきましたが、実際の適用・申請の状況についてお教えください。

(新潟労働局)

能登半島地震の関係の労基法第33条の申請、届出については、統計を取って公表していませんので、説明は控えさせていただいています。

(日本建設業連合会)

労基法第33条、労基法第139条第1項の該当事項についてご説明いただきましたが、過去の意見交換会でお聞きした内容から、区分が明確になってきたということでしょうか。

判断が難しい事象の場合は、その時々にご相談にうかがえばよろしいでしょうか。

(新潟労働局)

災害時における復旧・復興の事業については、災害の程度の大きさによって違いはあります、発災直後と、その後の復旧・復興の段階へと進んでいく中で明確に割り切って判断できない部分もあると思います。災害現場の状況が変化していく中で、災害その他避けることのできない事由、人命又は公益を保護するために時間外・休日労働を行う臨時の必要がある

場合かどうかで判断していくこととなり、最終的には個々具体的の判断になると思います。

個別にご相談いただければ、明らかに復旧復興事業だったとしても、作業中に豪雨災害や降雪による災害があったということであれば、場合によっては人命のため、公共の保護のために必要になるといった場面も考えられると思います。迷うことがございましたらご相談いただければ対応して参りますので、お気軽に労働基準監督署にお問い合わせいただきたいと思います。

## ■2024年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

政府が平成29年3月に策定した「働き方改革実行計画」では、現在は適用除外とされている建設業の時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用され、多くの建設会社が、時間外労働の限度となる月45時間、かつ、年360時間を超えていたこれまでの現状を踏まえて、労使協定を結び上限を超えないように取り組んでいるところです。

しかしながら、建設業では時間外労働は天候や大規模災害等により左右される可能性の高い業種であること、また発注者と合意した工期の順守が重要なことから、工程確保のため、止むを得ない状況下での土曜日作業も多く見受けられる状況です。

総労働時間の削減のためには、週休二日の確保（土日を休日とした完全週休二日）やその定着が最も実効が期待できる方策であることから、日建連では「週休二日実現行動計画」を策定し、4週8閉所実現に向けて会員各企業が取組んでいるところですが、日建連会員企業を対象とした2024年度通期の4週8閉所以上達成率では土木が72.8%（2023年66.1%）と昨年度に比べて改善しているものの、実現への進捗を急ぐ状況にあります。地方の中小企業や下請業者ではさらに低い状況にあるものと思慮されるところです。

こうした現場の実態や就業構造の変化等にご理解いただいているものと思いますが、令和6年の「建設業における監督実施結果」によると、労働基準法（勤務時間等）に関する違反状況が多数見受けられますので、昨年度に実施されました臨検監督の状況と違反傾向などと併せて、2024年度から適用となった建設業の時間外労働の上限規制についてご指導等いただける事項がありましたら、お聞かせください。また、民間事業者を含む発注者に対する時間外労働上限規制に関する要請・指導についても併せてお聞かせください。

(新潟労働局)

令和6年度に実施した臨検監督の状況と違反傾向についてご説明させていただきます。

令和7年10月末に新潟労働局が公表している昨年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する令和6年度の監督指導結果は、実施事業場397事業場のうち、主な違反内

容としては、

- ① 違法な時間外労働があったもの174事業場
- ② 賃金不払い残業があったものが 48 事業場
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 75 事業場
- ④ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものが 195事業場
- ⑤ 労働時間の把握が不適正なため指導したものが 60 事業場

でした。

建設業に限っては、実施事業場 57事業場で、うち労働基準関係法令違反があったものが41事業場です。41事業場の主な違反事項別事業場数は、労働時間 13 件、賃金不払残業 6 件、健康障害防止 10 件となっています。

なお、上記の監督指導結果は長時間労働が疑われるとして監督指導を行った一部の事業場に関するものであり、当該内容をもって上限規制の全体の状況を判断できるものではないものと認識しております。

上限規制が建設業に適用になってから 1 年以上経過しておりますので、36 協定で締結した 1 か月のほか、1 年間につきましても限度時間が守られていたかご確認いただきまして、今後の取組方法や支援策について疑問がございましたら、監督署に設置した労働時間相談・支援班による訪問支援や「働き方改革推進支援センター」の各種支援をご利用いただき、自社にあった取組方法についてご相談いただきたいと思います。

(日本建設業連合会)

労働時間の把握が不適切だった事案が全職種で 60 件あったとお聞きしましたが、建設業の状況についてお教えください。

(新潟労働局)

法違反ではなく指導事項に係るものですが、指導事項につきましては業種別に統計を取つて公表しておりませんので、説明を控えさせていただきました。

(日本建設業連合会)

労働時間の把握が不適切だった指導事項というのは、実際にはどの程度のものに対するものかをお教えください。

(新潟労働局)

指導票を交付したものになりますが、例えば、医師による面接指導を実施するに当たって、問診が適切になされるような仕組みが定められておらず指導したものや、月 80 時間以内の残業となるよう削減してもらいたい、といった項目が件数的に多くなっています。

(日本建設業連合会)

現在、法律では通常 45 時間までの残業時間は認められていますが、例えば、場合によっては、個人が適切に勤務時間の申請をしていない、といった話も聞くことがあります。そういうことに対して、労働局様として点検や確認をされるのかをお教えてください。

(新潟労働局)

臨検監督の際には、労働時間がどの様になっているか広くお話を伺いながら、資料等を確認させていただいている。中には、労働者が残業を申請せず、事業所様としても把握できていおらず残業代の未払いが生じていたということもあります。臨検監督の際は、そういったものも含めて広く確認するようにしており、提出された資料だけを見るのではなく、資料を見ながらお話を聞きし、資料に現れていないところがないかといった視点でも調査するようにしています。

(日本建設業連合会)

当社ではパソコンのログイン、ログアウトで勤務時間の管理をしていますが、以前にスマートについても通話履歴から、業務で使用されたということで指導されたという事例をお聞きました。業務のことで一定時間通話していたということですが、そういったことも調査されて指導事項とされることはあるのでしょうか。

(新潟労働局)

お話しがあった調査の内容が分からぬので、回答は控えさせていただきます。

(日本建設業連合会)

パソコンを使っていれば業務を行っているとご判断をされることが多いかと思いますが、業務で使用している場合と自己研鑽のために使われている場合もありますが、業務か否かの判断基準についてお教えてください。

(新潟労働局)

今ほどのご質問は業種にかかわらず沢山いただいている。その判断としては、労働時間がどうかは事業主の指揮命令下にある時間かどうかということが前提になってきます。事業により、ご本人も含めてお話を聞きしたうえで、最後は使用者の指揮命令下にある行為かどうかということを判断していますが、ケースバイケースであり、一概に言いきれないところがあると思います。

## ■建設業界における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「扱い手確保」として、①施工の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制（完

全週休2日）の実現等に取り組んでおります。

また、扱い手不足の対策として、従来の技能実習生に加え、外国人建設就労者の現場入場も増えてきている状況から、会員企業の現場において、特定技能外国人が安全に、かつ処遇面を含めて安心して働く現場環境を目指して「特定技能外国人 安全安心受入宣言」（平成31年4月）に基づき取り組んでおります。

このように、建設業においては、技術者、技能者並びに熟練工等の不足、高齢化が進行しており、更に外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。

建設業では、死亡災害の中で「墜落・転落」（44.2%）によるものは依然として多い状況です。また、休業4日以上の死傷災害についても、「転倒」・「墜落・転落」（32.4%）が多い状況です。就業者の高齢化や未熟練者リスクなども考えられますことから、日頃からリスクアセスメントの実施や新規入場者への安全教育をさらに徹底する必要があります。このような建設業界の状況を踏まえて、新潟労働局様が取り組まれている対策等がありましたら、お聞かせください。

加えて、2023年4月から危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても一定の保護措置が義務付けられたところです。また「労働政策審議会安全衛生分科会」において、個人事業者に仕事を注文する注文者による安衛対策の対応案が示されておりますが、元請け事業者として特に留意すべき点がありましたら違反・指導事例を含めてお聞かせください。

また、令和7年度全国安全週間実施要綱では、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施や「令和6年能登半島地震」の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施が求められているところです。建設業界においても防止対策に取り組んでいるところですが、土木工事の中でも特に危険な工事であり、労働局様からの発注者に対する指導や、こういった現場での事故事例などに対して、建設業として特に取り組むべき事項がありましたらお聞かせください。

#### （新潟労働局）

**皆さんが懸念されている「高齢化」、「技能実習生」、「外国人労働者」の労働災害防止対策が急務になっています。リスクアセスメントの実施や安全教育は当然重要ですが、「危険予知」も繰り返し行っていただき、危険感受性の向上も図ってください。**

**また、単独作業になることが多いあると思いますが、次の行動・作業はどこに危険があ**

るかを見極める力を養うことが必要であると考えます。

なお、厚生労働省で作成しているリーフレットを広く周知していますが、さらに取組を推進するため、関係団体、事業者団体との連携を図ります。

個人事業者等の安全衛生対策について、省令改正が行われ令和5年4月、令和7年4月に施行されています。

また、令和7年4月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、個人事業者等の安全衛生対策については、令和8年4月から順次施行となります。改正に係る詳細な通達は現在のところ手元になく、お知らせできませんが、厚生労働省で説明会（別途資料）を開催予定です。説明会で概要を説明できるかと思いますので、是非参加をお願いします。

自然災害に限らず、建設現場での「三大災害」の防止は以前から変わることなく指導の重点です。また、ガイドラインの改正等が行われた場合も、発注機関との会議の場で説明し連携を図っています。

今後とも、建設業で働く環境がより改善するよう、発注機関と連携を強化します。

（日本建設業連合会）

外国人労働者については、当社も含め多い現場では作業員が2割、3割となっているところです。外国人労働者にかかる災害の事象を取りまとめられ、どういった傾向となっているのかを分析された資料があれば、色々な対策を立て易いと思っています。当社でも取り纏めをしていますが、労働局様でそういった資料を纏められていれば、お教えください。

（新潟労働局）

新潟労働局としては取りまとめたものはありません。厚生労働省と安全に関するサイトに掲載されています。

（日本建設業連合会）

外国人労働者については、厚生労働省様がどれくらいの人が怪我をし、どうすることによって災害が発生したかを纏められている資料を拝見したことがあります。昨年は建設業に約17万8,000人の外国人労働者が就業し、前年より約23%増えている状況であり、今後も増えていくことが予想されます。外国人労働者の死傷災害は1,165人となっており、建設業の死傷災害の約8.4パーセントを占めています。その中で、2027年4月から、技能実習が育成就労制度に変わることとなり、特定技能を持つ者になり易くなったという状況があり、外国人労働者の方に頼っていくケースが多くなってくると思っています。現場で一番ネックとなっているのは、言葉の壁であり、どこまで理解されているのかが分からぬといふことがあります。現場でも色々工夫し、理解してもらうような努力しているところです。現場でよく使

う資格については、外国人労働者にも取ってもらいたいのですが、一番に言葉の壁の問題があり、講習会に行っても何を話しているのかが理解できず、資格を取りにくいことがあります。厚生労働省様や各協会において、外国人労働者に対して、資格取得や特別教育を行うための検討は進められているのかをお教えください。また、講習会において、例えば翻訳機を貸し出す、それを助成するといった工夫をされることを検討されているのかをお教えください。資格を取ったうえで規則を守って仕事をしてもらいたいと思っていますが、どのように取り組んでいけば良いのかをお聞かせください。

(新潟労働局)

新潟県内の講習機関でも、一部、外国人の方向けの講習を行っているところですし、他県でも行っていると思います。お話しがあったように、まずは日本語を理解していただくことが必要です。また、建設現場特有の用語もあります。母国語のテキストによって、安全教育に関する講習を受けていただいたうえで現場に入っていただきたいと思います。厚生労働省では様々な言語の講習テキスト等も準備しております。今後も外国人労働者が増えていくと思われますので、新潟労働局においてもそういうことを整理していく必要があると思っています。

(日本建設業連合会)

簡単な機械でも、使い方を間違うことにより、怪我に繋がるケースもあり、簡単なものであってもきちんと修練できるようになってもらいたいと思っています。

(新潟労働局)

建設業だけではなく、製造業等で就労していただくことも多いと思います。ご意見をいただきましたので、持ち帰って整理していきたいと思います。

## ■その他

(日本建設業連合会)

新聞でも報道されていますが、建設機械の遠隔操作や自動運転における労働災害防止に必要な内容が検討されていくということですが、今後の方針的なものがあれば、お教えいただきたいと思います。

ご承知のように労働力不足ということに端を発して、生産性向上という観点で無人化施工を進められているところであります、日建連会員企業も能登半島地震の災害復旧現場でも、危険な箇所では無人化施工に取り組んでいるところです。労働不足により、無人化施工が進んでおり、規則によって逆に人手がかかってしまうといったようがないようにしていただきたいと思っています。

(新潟労働局)

現在、検討が始まったところであり、今後、皆さんにお話しできる方向性も見えてくると思っています。

以上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長 荒明 正紀

同 副委員長 中嶋 敦 山川 義則

同 委員 依田 直樹 伊藤 武宏 立川 晃祥 平本 秀明 加藤 貴代

安良岡真一 竹井 敏 野田 彰 山田 浩一 佐藤 要一

佐々木文雄 本藤 敦

事務局長 三澤 正人